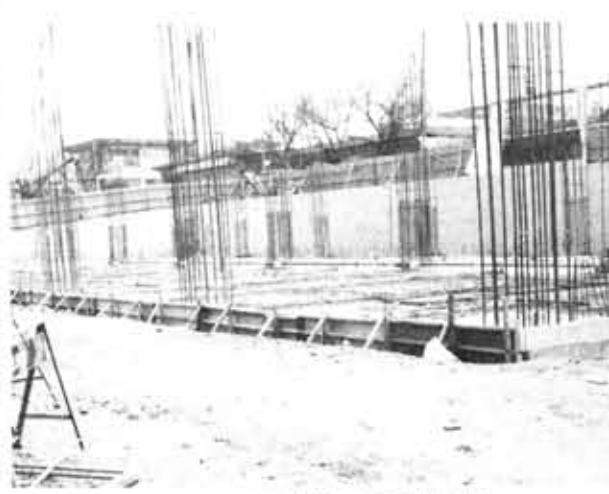


進む消防庁舎の建設工事

8月オープンめざし着々と



順調に進む消防庁舎の建設工事

「市の防災の拠点」として、昨年10月に着工した消防庁舎は、今年8月オープンをめざして、いま順調に建設が進められています。工事は現在、予定よりも早く、全工程の約20%を終了。7月15日までに完成する予定です。

新庁舎は、敷地面積約千五百平方メートル。鉄筋コンクリート三階建て。総工費は約三億二千五百万円。一階に消防車両十台が横一列に並べる車庫、職員仮眠室(三〇四人用)七室、通信司令室、危険物倉庫など。二階は原因調査実験室

食堂、倉庫など。三階に消防長室、事務室、会議室、講堂、トレーニング室、印刷室などが設けられます。このほか、附帯設備として、車庫の下に約六十トン貯蔵の防火水槽が設けられ半径三百メートル以内の火災なら一分以内に消火活動に入れます。

また停電時でも、二〜三日は連続して運転できる全館使用可能な自家発電装置も備えられています。

大型店対策資金 保証料を補給します

市では、市内中小小売業の資金として、京都市の中小企業経営強化のために、保証料補給金要綱を設けています。この制度は、大型店の出店により、市内の中小小売店の売上げなどに影響が及ぶ場合、店舗の改修や品揃えなどで対抗するために、京都市が保証料を補給するものです。

△対象業種
中小小売業者(資本または出資の総額が一千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が50人以下の会社・個人であって、小売業や主たる事業として営む者。ただし飲食店を除く)

△交付対象
(1)向日市内に在住し、事業所を有する中小小売業者で、原則として1年以上事業を営み、市税を完納している者で、保証対象業種であること。
(2)大型店が建設工事または増床工事に着手したときから開店日以後2年以内融資を受けた者であること。

△保証料補給額と限度額
保証協会に支払った額の1/2で、1企業30万円以内
△申請受付期間
1月26日(月)〜2月10日(火)
△申請書提出先
教育委員会社会教育課
教育委員会社会教育課
○お問い合わせ
九九三一一一八

テレビ番組案内

—近畿放送テレビ—

- ◎1月2日 午前9時〜10時
正月特別番組「81年の展望」
(林田知事と府下10市長の座談会)
- ◎1月2日 午後2時54分
「市長新年あいさつ」
- ◎1月5日 午前10時〜10時30分
新春特別番組
「81 あすの向日市」

お越しください

成人式

△とき 1月15日(祝)
午前10時〜正午
△ところ 市民会館ホール
△記念講演 「若者に語り

たい」小田義彦京都女子大学教授
△記念写真(無料)
当日カラーで記念写真の撮影を行いますのでご希望の方は、当日申込みの受付をお願いします。

※服装は普段着でご出席ください。



1月15日

20歳のつどい

消防出初め式

△とき 1月15日(祝)
午前9時
△ところ 市役所前・競輪場内
△内容 記念式典・分列行進・一斉放水
※雨天の場合は記念式典のみ



青少年コンサート

△とき 2月7日(土)
午後2時〜4時
△ところ 市民会館ホール
△出演 市内小学校児童・

募集しています

アルバイト保母

社会福祉では、保育所のアルバイト保母の登録を受け付けています。
資格
▽保育に熱意のある方
▽1日アルバイトでできれば保母資格取得者
▽早朝・夕方Ⅱ資格不問
勤務時間
▽1日アルバイト 午前8時30分〜午後4時 午前9時〜午後4時30分 午前9時30分〜午後5時 いずれか
▽早朝 午前7時〜9時

婦人職業訓練校 入校生

▽募集科目 洋裁・鞋(和文タイプ)印刷・経理実務・企業事務
▽応募資格 年齢・学歴不問(経理実務のみは高卒)

灯油価格調査を実施

12月中旬に市内の灯油取扱店25店を対象に消費モニターの協力を得て、灯油価格調査を実施しました。調査結果によりますと、18日店頭平均価格は千四百七十七円、高値千四百五十五円、安値千三百五十円、配達料込み平均価格は千四百七十三円、高値千五百三十三円、安値千三百四十円となっています。

12月からの調査を振り返って見ますと、値動きはほとんどなく高値安値が統一程度です。また、受診料 無料
▽応募期限 2月28日まで
▽お問い合わせ
京都府立婦人職業訓練校(京都市下京区西七条八幡町31 電話三三三〇五六一七)または最寄りの公共職業安定所

1月12日は今年度最後の子宮ガン検診申込み日

12日は今年度最後の申込み日です。一度も受けたことのない方や高齢者ほどガンの発見率が高くなっています。まだ受けておられない方は代理の方でもかまいませんので、近所の方もさそい合せて受けましょう。
▽申込み方法
△とき 1月12日(月)午前9時〜正午、午後1時〜4時
△ところ 市役所玄関ロビー

飲酒運転を追放しよう

飲酒運転追放府民運動〜1月10日

酒酔い運転はもちろん、酒気帯び運転も道路交通法で禁じられていることは、ドライバーのみならずみなさんなら百も承知のこと。「わかっちゃいるけど、毎年、全国で1万人以上の人が酒酔い、酒気帯び運転で交通事故を起こしています。本人はもちろん、周囲の人も「運転する人は酒を飲まない」「飲んだら運転しない」「運転する人には酒を出さない。飲ませない」の三原則を徹底させるようにしましょう。

寺戸区事務所が移転

寺戸区事務所新築工事のため、寺戸区事務所が12月8日から来年6月末日まで、下記の住所に移ります。寺戸区事務所にご用の方は、ご注意ください。
△旧事務所の住所 寺戸町南区内64 電話 921-0016



訂正とおわび
「市報向日市」12月15日号で掲載しました「税算時の①×②×③は限りなく強くなる」という固定資産税の誤りについて訂正させていただきます。